

管理 No.	F016
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課  
 (自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	指定障害児相談支援事業者の指定の更新	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
	根拠規定条項	第24条の29第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年省令第29号）
	基準規定条項	
基準規定	審査基準	<p>〔指定の更新〕</p> <p>第二十四条の二十九 第二十四条の二十六第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>② 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>③ 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>④ 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>指定障害児相談支援事業者の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日より概ね30日	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	